

令和5年8月28日

中国電力株式会社

対象物の汚染の均一性について Rev.2

(審査会合コメント回答資料)

赤字：令和5年8月18日付提出資料からの更新箇所を示す。

番号	コメント内容
3	・2号炉対象物の除染方法が1号炉対象物の除染方法と同様であることを説明すること。
4	・2号炉対象物については、確認申請時に、検認結果だけでなく、汚染の均一性を確認した結果を提示することを申請書に記載すること。

【回答】

1. 島根1号炉対象物の均一性の評価

二次的な汚染の傾向を確認することを目的にGMサーベイメータを用いた走査サーベイによる表面汚染密度の全面測定を行い、さらに、走査サーベイより検出精度をあげた確認を実施することを目的に直接測定による対象物の平坦部の代表点（以下、「代表点」という。）及び間接測定（スミア法）による対象物の狭隘部の代表点（以下、「狭隘部」という。）を測定した。その結果、Co-60のD/Cが1未満であり、局所的な汚染はなく均一な汚染の傾向を示すことを確認した。

また、対象物よりサンプルを採取して放射化学分析を行いD/Cを評価した結果、全て1/33を十分に下回ることを確認した。

これらのことから、島根1号炉対象物は、D/Cの1/33を十分に下回ると評価した。

2. 島根2号炉対象物の均一性の評価

島根2号炉対象物は、除染前のため、一部を試験的に島根1号炉と同等のブラスト除染を行い表面汚染密度測定及び放射化学分析を実施した。その結果、Co-60のD/Cの1/33を十分に下回ると評価した。

この結果を踏まえて、認可後の測定及び評価の前にブラスト除染等の機械的除染を行い、島根1号炉と同様に全面測定、代表点及び狭隘部の測定によりCo-60のD/Cが1未満であり、局所的な汚染はなく均一な汚染の傾向を示すことを確認するとともに対象物より採取したサンプルの放射化学分析を行い、D/Cの1/33を十分に下回ることを確認する。また、法第61条の2第1項に基づく放射能濃度の確認を受ける際は、それら確認結果も含めて提示する。

なお、上記対応を行うことについて補正書に記載し、確実に実施する。

以上